

令和6年2月

熊本県議会定例会議案

(条例等関係)

熊 本 県

議 案 目 録

- 第 41 号 熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例及び熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について…………… (1)
- 第 42 号 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について…………… (3)
- 第 43 号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について…………… (4)
- 第 44 号 熊本県財産条例の一部を改正する条例の制定について…………… (8)
- 第 45 号 熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について…………… (10)
- 第 46 号 熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について…………… (11)
- 第 47 号 熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例の制定について…………… (12)
- 第 49 号 熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例の制定について…………… (17)
- 第 50 号 熊本県女性相談センター条例等の一部を改正する条例の制定について…………… (18)
- 第 51 号 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について…………… (20)
- 第 52 号 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について…………… (36)
- 第 53 号 熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について…………… (59)
- 第 54 号 熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例の制定について…………… (60)
- 第 55 号 熊本県漁港管理条例等の一部を改正する条例の制定について…………… (62)
- 第 56 号 熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について…………… (64)
- 第 57 号 熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について…………… (70)
- 第 58 号 熊本県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について…………… (73)
- 第 59 号 熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について…………… (75)

第 60 号	熊本県公立学校情報機器整備基金条例の制定について……………	(79)
第 61 号	熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する 条例の制定について……………	(81)
第 62 号	財産の減額貸付けについて……………	(82)
第 63 号	財産の取得について……………	(83)
第 64 号	工事請負契約の締結について……………	(84)
第 65 号	工事請負契約の変更について……………	(85)
第 66 号	工事請負契約の変更について……………	(86)
第 67 号	工事請負契約の変更について……………	(87)
第 68 号	工事請負契約の変更について……………	(88)
第 69 号	工事請負契約の変更について……………	(89)
第 70 号	工事請負契約の締結について……………	(90)
第 71 号	工事請負契約の変更について……………	(91)
第 72 号	第 5 次くまもと 2 1 ヘルスプランの策定について……………	(92)
第 73 号	包括外部監査契約の締結について……………	(93)
第 74 号	権利の放棄について……………	(94)
第 75 号	権利の放棄について……………	(95)
第 76 号	専決処分の報告及び承認について……………	(96)
第 77 号	専決処分の報告及び承認について……………	(97)
第 78 号	専決処分の報告及び承認について……………	(98)
第 79 号	専決処分の報告及び承認について……………	(99)

報 告 目 録

報告第 1 号	一般社団法人熊本県果実生産出荷安定基金協会の経営状況を説 明する書類の提出について……………	(100)
報告第 2 号	専決処分の報告について……………	(101)
報告第 3 号	専決処分の報告について……………	(102)

第 41 号

熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例及び熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例及び熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例及び熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年熊本県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第3項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

(熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年熊本県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))を除く。)」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))」に改める。

附則に次の2項を加える。

(一般職給与条例附則第12項等の規定が適用される育児短時間勤務をしている職員等に関する読替え)

3 育児短時間勤務をしている職員に対する一般職給与条例附則第12項、県立学校職員給与条例附則第14項又は市町村立学校職員給与条例附則第9項の規定の適用については、これらの規定中「)とする」とあるのは、「)に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

4 育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員が一般職給与条例附則第12項、県立学校職員給与条例附則第14項又は市町村立学校職員給与条例附則第9項の規定の適用を受ける場合における第22条の規定の適用については、同条中「第19条まで」とあるのは、「第19条まで及び附則第3項」とする。

附 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条中熊本県職員等の育児

休業等に関する条例附則に2項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(提案理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正等を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 42 号

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年熊本県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第25条の13第1項中「保健所」の次に「若しくは動物愛護センター」を、「勤務する職員」の次に「又は狂犬病の防疫に従事する職員のうち知事が定めるもの」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和6年3月1日から適用する。

（提案理由）

動物愛護センターの設置等に伴い、狂犬病防疫作業手当の支給対象の見直しを行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 43 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第82号ア中「6,600円」を「7,200円」に改め、同号イ中「4,600円」を「5,300円」に改め、同号ウ中「3,700円」を「4,200円」に改め、同項第83号中「4,700円」を「5,300円」に改め、同項第86号ア中「5,700円」を「6,600円」に改め、同号イ中「3,800円」を「4,400円」に改め、同項第152号及び第153号を次のように改める。

(152) 及び (153) 削除

第2条第1項第180号及び第182号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項第262号中「応じた額」の次に「（同項第1号に該当する者であって、当該許可に係る液化石油ガスの製造のための設備として移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。別表第13から第15までにおいて同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をするもの（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の4第1項の許可を受けた者に限る。）の高圧ガスの製造の許可の申請に係る審査にあつては、6,000円）」を加え、同項第266号中「（昭和42年法律第149号）」を削り、同項第363号の2中「12,700円」を「14,000円」に改め、同項第492号の2中「第30条の32第2項」の次に「（同法第30条の44の12において準用する場合を含む。）」を、「基づく本人確認情報」の次に「（同法第30条の41第1項に規定する附票本人確認情報を含む。）」を加え、同項第502号中「又は第3項」を「若しくは第3項又は同法第39条の22第1項」に、「の合計額」を「との合計額」に改め、同項第532号ア中「(ア)から(エ)まで」を「(ア)から(オ)まで」に改め、同号ア(ア)中「(エ)」を「(オ)」に改め、同号ア(エ)中「実施日が」を「実施日の」に、「25歳」を「23歳」に改め、「であり、かつ、受検の申請の日において雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者」を削り、「出入国管理及び難民認定法」を「入管法」に改め、同号ア(エ)を同号ア(オ)とし、同号ア(ウ)中「(エ)」を「(オ)」に改め、同号ア(ウ)を同号ア(エ)とし、同号ア(イ)中「2級又は」を削り、「25歳」を「23歳」に、「出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）」を「入管法」に、「(エ)」を「(オ)」に改め、同号ア

(イ)を同号ア(ウ)とし、同号ア(ア)の次に次のように加える。

(イ) 実技試験の3級を受けようとする者であって、当該試験の実施日の属する年度の4月1日において23歳未満である受検者(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下この号において「入管法」という。)別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者並びに(ウ)及び(オ)に掲げる者を除く。) 1職種につき 13,700円

第2条第1項第550号の次に次の1号を加える。

(550)の2 電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項の規定に基づく届出があったことの証明書の交付

電気工事業届出証明書交付手数料 1通につき 400円

第2条第1項第571号を次のように改める。

(571) 削除

第2条第1項第572号中「認定証の」を「認定の」に、「警備業認定証有効期間更新申請手数料」を「警備業認定有効期間更新申請手数料」に改め、同項第573号を次のように改める。

(573) 削除

第2条第1項第621号の4及び第621号の5を次のように改める。

(621)の4及び(621)の5 削除

第2条第1項第623号の13及び第623号の14を次のように改める。

(623)の13及び(623)の14 削除

第2条第1項第624号から第624号の3までを次のように改める。

(624)から(624)の3まで 削除

第2条第1項第625号ア(ア)、第625号の4の2、第625号の4の3、第625号の5、第625号の6及び第625号の7中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項第625号の7の2中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

別表第10の2備考中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改める。

別表第13の2の項中「(高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。別表第14及び第15において同じ。)」を削る。

別表第26の11の2備考1中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、同表備考2中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に

関する法律施行令」に改める。

別表第26の11の3備考1中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、同表備考2中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改める。

別表第26の12住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表から別表第26の14までにおいて同じ。）の項及び非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表から別表第26の14までにおいて同じ。）の項並びに備考1中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第26の13備考1及び8並びに別表第26の14備考1、2及び3(1)中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条第1項第152号、第153号及び第502号の改正規定、同項第550号の次に1号を加える改正規定、次項の規定並びに附則第3項の規定（熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）別表第1手数料の項第144号及び第145号の改正規定並びに同項第498号の次に1号を加える改正規定に限る。） 公布の日
 - (2) 前号、次号及び第4号に掲げる規定以外の規定 令和6年4月1日
 - (3) 第2条第1項第82号、第83号及び第86号の改正規定 令和6年5月1日
 - (4) 第2条第1項第492号の2の改正規定 公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にされている申請等に対する改正前の熊本県手数料条例第2条第1項に掲げる事務に係る手数料については、なお従前の例による。

(熊本県収入証紙条例の一部改正)

- 3 熊本県収入証紙条例の一部を次のように改正する。

別表第1手数料の項第144号及び第145号を次のように改める。

144 及び 145 削除

別表第1手数料の項第498号の次に次の1号を加える。

498 の 2 電気工事業届出証明書交付手数料

別表第1手数料の項第518号から第520号までを次のように改める。

518 削除

519 警備業認定有効期間更新申請手数料

520 削除

別表第1手数料の項第563号の10及び第563号の11を次のように改める。

563 の10及び 563 の11 削除

別表第1手数料の項第564号の12及び第564号の13を次のように改める。

564 の12及び 564 の13 削除

別表第1手数料の項第564号の30から第564号の32までを次のように改める。

564 の30から 564 の32まで 削除

(提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正等に伴い、手数料の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 44 号

熊本県財産条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県財産条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 6 年 2 月 9 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県財産条例の一部を改正する条例

熊本県財産条例（昭和 39 年熊本県条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 7 条関係）

区 分		使用料				
		単位	所在地			
			第 1 級地	第 2 級地	第 3 級地	第 4 級地
土地	電柱類を設置する場合	1 年	電気通信事業法施行令（昭和 60 年政令第 75 号）第 8 条の規定の例により算定した額			
	電線その他これに類するものを電柱類に設置する場合（電柱類を設置する場合を除く。）	1 年	電柱類を設置する場合の使用料の額の範囲内で知事が別に定める額			
地下埋設物を設置する場合	外径が 0.07メートル未満のもの	長さ 1メートルにつき 1 年	27 円	25 円	23 円	23 円
	外径が 0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		38 円	36 円	33 円	32 円
	外径が 0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		58 円	54 円	50 円	48 円
	外径が 0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		77 円	72 円	66 円	64 円
	外径が 0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		120 円	110 円	99 円	97 円
	外径が 0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		150 円	140 円	130 円	130 円
	外径が 0.4メートル以上		270 円	250 円	230 円	230 円

	0.7メートル未満のもの					
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの		380円	360円	330円	320円
	外径が1メートル以上のもの		770円	720円	660円	640円
その他の場合		1年	当該土地の台帳価格に100分の4を乗じて得た額に当該土地のうち使用させる部分の面積を乗じて当該土地の面積で除して得た額			
建物		1年	当該建物の台帳価格に100分の7を乗じて得た額と当該建物の建築面積相当の土地の使用料の額との合算額に当該建物のうち使用させる部分の延べ面積を乗じて当該建物の延べ面積で除して得た額			
その他		1年	土地又は建物に準じて知事が別に定める額			

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

行政財産である土地に地下埋設物を設置する場合の使用料の額を見直す必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

第 45 号

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

熊本県住民基本台帳法施行条例（平成14年熊本県条例第44号）の一部を次のように
改正する。

別表第1の7の項を削る。

別表第2中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項から22の項までを1項ずつ繰
り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部改正等に伴い、関係規定を整理する
必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 46 号

熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県税条例の一部を改正する条例
熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。
附則第9条の2第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第101条第3項の規定は、前項第1号の規定の適用を受ける自家用の乗用車について準用する。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の附則第9条の2第2項の規定は、令和6年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 47 号

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例（平成27年熊本県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報」を「法第19条第8号に規定する利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

「災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助又は扶助金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

生活保護関係情報であって規則で定

	<p>めるもの</p> <p>児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>	
	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>	
	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>	
<p>別表第2中</p> <p>「法別表第2の26の項の第4欄に掲げる特定個人情報」</p>	<p>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による職業転換給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>	<p>を に改める。</p>

国民年金法等の一部を改正する法律
(昭和60年法律第34号) 附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、支援給付、配偶者支援金又は一時帰国旅費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による手当等の支給に関する情報であって規則で定めるもの

障害者の日常生活及び社会生活を総

合的に支援するた
めの法律（平成1
7年法律第123
号）による自立支
援給付の支給に関
する情報であって
規則で定めるもの
難病の患者に対す
る医療等に関する
法律（平成26年
法律第50号）に
よる特定医療費の
支給に関する情報
であって規則で定
めるもの」

「特別支援学校への就学奨励に
関する法律による特別支援学
校への就学のため必要な経費
の支弁に関する情報であって
規則で定めるもの
学校保健安全法（昭和33年
法律第56号）による医療に
要する費用についての援助に
関する情報であって規則で定
めるもの
特別支援学校への就学奨励に
関する法律の趣旨に基づく特
別支援学校への就学のため必
要な経費の支弁（同法による
経費の支弁を除く。）に関す
る情報であって規則で定める
もの」

「法別表第2の26の項の第4
欄に掲げる特定個人情報のう
ち教育委員会が保有するもの
特別支援学校への就学奨励に
関する法律の趣旨に基づく特
別支援学校への就学のため必
要な経費の支弁（同法による
経費の支弁を除く。）に関す
る情報であって規則で定める
もの」

別表第3中

を

に改め

る。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 49 号

熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例の制定について

熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例を次のように制定することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例

熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第73号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）の規定中指定介護療養型医療施設に関する部分が失効することに伴い、熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 50 号

熊本県女性相談センター条例等の一部を改正する条例の制定について
熊本県女性相談センター条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。
令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県女性相談センター条例等の一部を改正する条例
(熊本県女性相談センター条例の一部改正)

第1条 熊本県女性相談センター条例(昭和39年熊本県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第1条中「売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条第1項」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号。以下「法」という。)第9条第1項」に、「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

第3条第1項中「性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子(以下「要保護女子」という。)の保護更生」を「困難な問題を抱える女性(法第2条に規定する困難な問題を抱える女性をいう。以下同じ。)への支援」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は法第11条第1項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- (2) 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第5号まで及び第4条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- (3) 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他必要な援助を行うこと。
- (4) 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- (5) 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

第3条第2項を削る。

第4条中「要保護女子」を「困難な問題を抱える女性」に改める。

(熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成11年熊本県条例第58号)の一部を次のように改正する。

別表第66号事務の欄中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に、「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

(熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例(平成16年熊本県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号オ中「売春防止法(昭和31年法律第118号)」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)」に、「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に、「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

(熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第75号)の一部を次のように改正する。

第43条中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

第117条第2項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)の施行を踏まえ、関係条例の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 51 号

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例
(熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第75号)の一部を次のように改正する。

目次中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「第11章 医療型児童発達支援センター(第91条-第95条)」を「第11章 削除」に、「第15章 雑則(第119条)」を「第15章 里親支援センター(第119条-第124条) 雑則(第125条)」に改める。

第5条の3第1項及び第14条第1項中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第27条第5項中「精神保健福祉士」を「社会福祉士若しくは精神保健福祉士」に改める。

第29条第1項第4号ア中「第13条第3項第2号」を「第13条第3項第3号」に改める。

第32条中「及び」を「について、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、当該乳幼児の意見又は意向、当該乳幼児や」に改める。

第34条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第40条中「及び」を「について、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、当該母子それぞれの意見又は意向、当該母子や」に改める。

第43条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第59条第3項中「精神保健福祉士」を「社会福祉士若しくは精神保健福祉士」に改める。

第64条中「及びその家庭の状況等を勘案し」を「について、年齢、発達の状況その

他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、当該児童の意見又は意向、当該児童やその家庭の状況等を勘案して」に改める。

第67条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第68条第6項第2号及び第7項第2号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第8項中「肢体不自由」の次に「（法第6条の2の2第2項に規定する者をいう。以下同じ。）」を加え、同項第1号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第2号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に改める。

第69条第22項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第23項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第78条第1項第2号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第3項第1号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に改め、同項第3号中「訓練」を「支援」に改める。

第79条第6項第6号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第10章の章名を次のように改める。

第10章 児童発達支援センター

第84条第1項中「福祉型児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。第3号において同じ。）」を「児童発達支援センター」に改め、同項第1号「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同項第3号「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項第8号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 静養室

第84条第3項から第5項までを削り、同条第2項中「前項第1号及び第2号」を「第1項第1号及び第2号」に改め、「（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターに設ける設備を除く。）」を削り、同項第1号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項各号（第4号を除く。）に掲げる設備のほか、肢体不自由のある児童に対して治療を行う児童発達支援センターには、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第85条第1項中「福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主に重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。第2項、第3項及び第6項において同じ。）」を「児童発達支援センター」に改め、同条第2項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第3項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項第2号中「第10項第2号において同じ。」を削り、同項第3号中「第10項第3

号において同じ。」を削り、同条第8項から第20項までを削り、同条第21項中「第92条第2項において同じ。」を削り、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「（主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医に限る。）」を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 児童発達支援センターは、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合は、第1項各号（第1号を除く。）に掲げる職員に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を配置しなければならない。

第86条から第88条までの規定中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第89条を次のように改める。

第89条 削除

第90条を次のように改める。

（心理学的及び精神医学的診査）

第90条 児童発達支援センターは、児童に対して心理学的及び精神医学的診査を行う場合は、児童の福祉に有害な実験に及んではならない。

第11章を次のように改める。

第11章 削除

第91条から第95条まで 削除

第97条第6項中「精神保健福祉士」を「社会福祉士若しくは精神保健福祉士」に改める。

第100条中「及びその家庭の状況等を勘案し」を「について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、当該児童の意見又は意向、当該児童やその家庭の状況等を勘案して」に改める。

第103条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第105条第3項中「精神保健福祉士」を「社会福祉士若しくは精神保健福祉士」に改める。

第110条中「個々の児童について、児童及びその家庭の状況等を勘案し」を「児童について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、当該児童の意見又は意向、当該児童やその家庭の状況等を勘案して」に改める。

第113条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第119条を第125条とする。

第15章を第16章とし、第14章の次に次の1章を加える。

第15章 里親支援センター

(設備の基準)

第119条 里親支援センターには、事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者（以下「里親等」という。）が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

(従業者の配置の基準等)

第120条 里親支援センターに配置しなければならない従業者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 里親制度等普及促進担当者
- (2) 里親等支援員
- (3) 里親研修等担当者

2 前項第1号に掲げる里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
- (2) 里親として5年以上の委託児童（法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条において同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等（児童福祉法施行規則第1条の10に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
- (3) 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

3 第1項第2号に掲げる里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
- (2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 里親等への支援の実施に関して、知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

4 第1項第3号に掲げる里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援センターの長の資格等)

第121条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第11条第4項に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であって、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援)

第122条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第27条第1項第3号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第123条 里親支援センターは、自らその行う法第44条の3第1項に規定する業務

の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に当該業務の質の改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第124条 里親支援センターの長は、県、市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要なに応じ児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。

(熊本県こども総合療育センター条例の一部改正)

第2条 熊本県こども総合療育センター条例(昭和30年熊本県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 法第43条に規定する児童発達支援センター

第2条第3号を削る。

(熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部改正)

第3条 熊本県看護師等修学資金貸与条例(昭和37年熊本県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号ア(イ)中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改め、同号ア(ク)中「母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第2項」を「児童福祉法第10条の2第1項」に、「母子健康包括支援センター」を「こども家庭センター」に改める。

(熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部改正)

第4条 熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例(平成16年熊本県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号イ中「、医療型児童発達支援」を削り、「児童自立支援施設」の次に「こども家庭センター」を加え、同号クを削り、同号ケを同号クとし、同号コからシまでを同号ケからサまでとし、同号ス中「シまで」を「サまで」に改め、同号スを同号シとする。

(熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第5条 熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第82号)の一部を次のように改正する。

「第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針(第62条)

目次中 第2節 人員に関する基準(第63条-第64条) を「第3章 削除」

第3節 設備に関する基準(第65条)

第4節 運営に関する基準（第66条－第71条）」

に改める。

第2条第2項第3号中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同項第4号中「、第62条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第3条（見出しを含む。）中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第4条第2項中「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改める。

第5条中「指導及び訓練」を「支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）」に改める。

第7条第6項及び第7項を削り、同条第5項中「前項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項各号及び第4項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を有しなければならない。

第7条第8項中「第5項」を「前項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「、第6項第1号」を削り、同項を同条第8項とし、同条第10項中「第7項まで（第1項第1号を除く。）」を「第4項まで（第1項第1号を除く。）及び第6項」に改め、同項を同条第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

10 第5項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第7条第11項中「前項」を「前2項」に改める。

第8条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定児童発達支援事業所以外の」に改める。

第10条中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第11条第1項第1号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同項第8号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

（8） 静養室

第11条第2項を次のように改める。

2 前項各号（第4号を除く。）に掲げる設備のほか、治療を行う指定児童発達支援事業所は、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第11条第3項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同項ただし書を削り、同

条第4項を削り、同条第5項中「第1項各号」の次に「及び第2項」を加え、「並びに前項の静養室及び聴力検査室」を削り、同項ただし書中「場合は、」の次に「第2項に掲げる設備を除き、」を加え、同項を同条第4項とする。

第12条ただし書中「指定児童発達支援事業所」の次に「（児童発達支援センターであるものを除く。）」を加える。

第24条第2項中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(2) 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第25条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第26条第1項中「の支給」を「又は肢体不自由児通所医療費の支給」に、「の額」を「及び肢体不自由児通所医療費の額」に改める。

第27条第5項中「当該児童発達支援を利用する障害児の」を削り、同項を同条第7項とし、同条第4項中「前項の評価」を「自己評価及び保護者評価」に、「及び同項の」を「並びに前項に規定する」に改め、「内容を」の次に「保護者に示すとともに、」を加え、同項を同条第6項とし、同条第3項中「ついて、」の次に「指定児童発達支援事業所の従事者による評価を受けた上で、」を、「自ら評価」の次に「（以下この条において「自己評価」という。）」を加え、「保護者」を「通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）」に改め、「による評価」の次に「（以下この条において「保護者評価」という。）」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項の規定による指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

第27条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなけ

ればならない。

第27条の次に次の2条を加える。

第27条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（障害児の地域社会への参加・包摂の推進）

第27条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。

第28条第2項中「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第4項中「課題、」の次に「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」を加え、同条第5項中「当たっては」の次に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条第7項中「通所給付決定保護者」の次に「及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援（法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を提供する者」を加える。

第29条に次の1項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第31条の見出し並びに同条第1項及び第3項から第5項までの規定中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第36条中「特例障害児通所給付費」の次に「又は肢体不自由児通所医療費」を加える。

第40条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第41条の2第3項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第43条中「指定児童発達支援事業者は」を「指定児童発達支援事業者（治療を行うものを除く。）は」に改める。

第50条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

第57条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第3章を次のように改める。

第3章 削除

第62条から第71条まで 削除

第72条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練」を「支援」に改める。

第75条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第80条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第81条の3第2項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「の指導、知識技能の付与」を「及び知識技能の習得」に、「必要な訓練」を「必要な支援」に改め、「以下」の次に「この項において単に」を加え、「訓練等」を「支援」に、「」を行い、及び」を「」を行い、並びに」に、「又は職業教育」を「若しくは職業教育」に改める。

第81条の7の次に次の1条を加える。

(指定居宅訪問型児童発達支援の取扱方針)

第81条の7の2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第81条の9において準用する第28条第1項に規定する居宅訪問型児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、障害児の支援を適切に行うとともに、指定居宅訪問型児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

3 指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し支援上必要な事項について理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定居宅訪問型児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条において同じ。）の確保並びに次項の規定による指定居宅訪問型児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援内容としなければならない。

5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、その提供する指定居宅訪問型児童発達支援の質について自ら評価を行い、常にその指定居宅訪問型児童発達支援の質の改善を図らなければならない。

6 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めなけ

ればならない。

7 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、その提供する指定居宅訪問型児童発達支援の質について定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその指定居宅訪問型児童発達支援の質の改善を図るよう努めなければならない。

第81条の9中「第26条」の次に「、第27条の2」を加え、「第48条、第50条、第51条」を「第48条から第51条まで」に、「、第53条から第55条の2まで、第63条の2並びに第69条の2」を「並びに第53条から第55条の2まで」に、「第69条の2第1項中「第71条」とあるのは「第81条の9」と、「医療型児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と」を「第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第27条第4項に掲げる領域との関連性を踏まえた」と、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と」に改める。

第89条中「第26条」の次に「、第27条（第4項を除く。）、第27条の3」を加え、「第48条、第50条、第51条」を「第48条から第51条まで」に、「第63条の2、第69条の2並びに第81条の6から第81条の8まで」を「第81条の6、第81条の7並びに第81条の8」に、「第28条（」を「第27条第1項及び第28条（」に、「第44条第1項」を「第27条第5項中「を受け」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受け」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第6項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先に示す」と、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第44条第1項」に改め、「勤務体制」と」の次に「、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と」を加え、「、第69条の2第1項中「第71条」とあるのは「第89条」と、「医療型児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と」を削る。

第90条第1項中「第5項及び第8項」を「第6項及び第7項」に改め、「、第63条」を削り、「第6項」を「第5項」に、「同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第7項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第9項」を「同条第8項」に、「同条第10項」を「同条第9項」に、「第63条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」

とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」とを「同条第10項中「当該指定児童発達支援事業所」とあるのは「当該多機能型事業所」と」に改める。

第92条第1項中「、第66条」を削り、同条第2項中「、第66条」を削り、「指定医療型児童発達支援又は」を「又は」に、「指定医療型児童発達支援の事業又は」を「又は」に改め、同条第3項及び第4項中「、第66条」を削る。

第93条第1項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、「、第71条」を削り、同条第2項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

(熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)
第6条 熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第83号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第24条の24第2項」を「第24条の24第3項」に改める。

第3条第1項中「いう。）」の次に「及び障害児(15歳以上の障害児に限る。)が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画(以下「移行支援計画」という。))」を加え、同条第3項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(第46条において「障害福祉サービス」という。))」を「障害福祉サービス」に改める。

第5条第1項第2号イ中「第6条の2の2第3項」を「第6条の2の2第2項」に改め、同条第5項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第6項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第6条第4項第2号及び第3号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第4号中「訓練室」を「支援室」に、「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に改める。

第20条中第5項を第7項とし、第2項から第4項までを2項ずつ繰り下げ、同条第1項中「入所支援計画」の次に「及び移行支援計画」を加え、同項の次に次の2項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むこと

ができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第21条第2項中「この条において」を削り、「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第5項「当たっては、」の次に「障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、」を加える。

第21条の次に次の1条を加える。

(移行支援計画の作成等)

第21条の2 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。

5 前条第3項及び第5項から第7項までの規定は、第2項に規定する移行支援計画の作成について準用する。

6 前条第3項、第5項から第7項まで及び第9項並びに第2項及び第3項の規定は、第4項に規定する移行支援計画の変更について準用する。

第22条に次の1項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第25条の見出し並びに同条第1項及び第3項から第5項までの規定中「指導、訓練

等」を「支援」に改める。

第39条に次の2項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において単に「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第46条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

第52条第1項第5号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第53条第1項第2号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第2項第2号ア中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に改め、同号ウ中「指導」を「支援」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第5条中熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第50条第1項の改正規定及び第6条中熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第46条第1項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第11条の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号。次項において「新児童福祉法」という。）第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされるものについては、第1条の規定による改正後の熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準等に関する条例（以下「新児童福祉施設基準条例」という。）第84条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

3 一部改正法附則第11条の規定により新児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされるものについては、新児童福祉施設基準条例第85条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることが

できる。

- 4 この条例の施行の際現に設置されている第1条の規定による改正前の熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準等に関する条例（次項において「旧児童福祉施設基準条例」という。）第84条第4項に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新児童福祉施設基準条例第84条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 5 この条例の施行の際現に設置されている旧児童福祉施設基準条例第84条第4項に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新児童福祉施設基準条例第85条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 6 この条例の施行の日前に第3条の規定による改正前の熊本県看護師等修学資金貸与条例第7条第1号ア（ク）に掲げる施設において助産師の業務に従事した者は、当該施設において従事した期間に相当する間、第3条の規定による改正後の熊本県看護師等修学資金貸与条例第7条第1号ア（ク）に掲げる施設において助産師の業務に従事した者とみなす。
- 7 この条例の施行の際現に指定を受けている第5条の規定による改正前の熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「旧指定通所支援基準条例」という。）第63条に規定する指定医療型児童発達支援事業者については、改正後の熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第7条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 8 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第63条に規定する指定医療型児童発達支援事業者については、新指定通所支援基準条例第10条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 9 この条例の施行の際現に設置されている旧指定通所支援基準条例第7条第6項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第7項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準条例第7条及び第12条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 10 この条例の施行の際現に設置されている旧指定通所支援基準条例第7条第6項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第7項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援

基準条例第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

11 新指定通所支援基準条例第27条の2（新指定通所支援基準条例第55条の6、第59条、第78条、第78条の2、第81条及び第81条の9において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、新指定通所支援基準条例第27条の2中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

（提案理由）

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正等を踏まえ、関係条例の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 52 号

熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 9 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第 1 条 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成 24 年熊本県条例第 76 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 149 条の 4」を「第 149 条の 5」に改める。

第 2 条第 2 項第 6 号中「、指定通所支援基準条例第 6 2 条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第 7 条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定居宅介護事業所以外の」に改める。

第 26 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

第 27 条第 2 項中「当該居宅介護計画を」の次に「利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援(法第 51 条の 17 第 2 項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。)又は指定障害児相談支援(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 24 条の 26 第 2 項に規定する指定障害児相談支援をいう。)を行う者(以下「指定特定相談支援事業者等」という。)に」を加え、同条第 3 項中「居宅介護計画作成後」を「第 1 項の居宅介護計画の作成後」に改める。

第 31 条に次の 1 項を加える。

4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第 40 条第 4 項中「により知事」の次に「(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市(以下「指定都市」という。))にあつては、当該指

定都市の市長。以下同じ。）」を加える。

第46条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該基準該当居宅介護事業所以外の」に改める。

第51条第7項中「（昭和22年法律第164号）」を削り、同条第8項中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改める。

第59条中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第60条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び指定特定相談支援事業者等」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」を「利用者及び当該利用者」に改め、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第61条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第80条中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第87条の2第1項中「障害者就業・生活支援センター」の次に「（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）」を加える。

第95条の4第1号及び第2号中「第149条の3」を「第149条の4」に改める。

第106条中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第120条中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第121条第2項中「当該重度障害者等包括支援計画を」の次に「利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に」を加える。

第123条中「、第30条」を「から第31条まで」に改める。

第143条中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第149条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第8章第5節中第149条の4を第149条の5とし、第149条の3を第149条の4とし、第149条の2の次に次の1項を加える。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準)

第149条の3 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準条例第138条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所リハビリテーション事業所(指定居宅サービス等基準条例第138条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)の専用の部屋等の面積(当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。)又は介護医療院(同条第29項に規定する介護医療院をいう。)である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。第150条第2号において同じ。)を、指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準条例第137条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、

指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第150条中「基準該当障害福祉サービス（）」の次に「第150条の3に規定する病院等基準該当自立訓練（機能訓練）及び第204条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。」を加え、同条第1号中「指定通所介護事業者等」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業者」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第2号中「機能訓練室」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第3号中「指定通所介護事業所等」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業所」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加える。

第150条の2の次に次の1条を加える。

（病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準）

第150条の3 地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所（以下「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が行う自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この条において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）に関して病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。

（1）病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行う事業所（次号において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所」という。）の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

（2）病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、管理者及び次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて当該ア又はイに掲げる基準を満たす人員を配置していること。

ア 利用者の数が10人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること。

イ 利用者の数が10人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

（3）病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技

術的支援を受けていること。

第159条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第168条第2項中「（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）」を削る。

第172条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第190条中「第147条」の次に「、第180条第6項」を加え、「第181条第1項」を「第180条第6項中「賃金及び工賃」とあるのは「第189条第1項の工賃」と、第181条第1項」に改める。

第194条中「第147条」の次に「、第180条第6項」を加え、「第181条第1項」を「第180条第6項中「賃金及び工賃」とあるのは「第193条第1項の工賃」と、第181条第1項」に改める。

第194条の6に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第194条の7中「過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者」を「生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センター」に改める。

第194条の14第1項第2号ア及びイを次のように改める。

ア サービス管理責任者が常勤である場合 次の（ア）又は（イ）に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に掲げる数

（ア） 利用者の数が60以下 1以上

（イ） 利用者の数が61以上 利用者の数から60を控除して得た数を60で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上

イ ア以外の場合 次の（ア）又は（イ）に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に掲げる数

（ア） 利用者の数が30以下 1以上

（イ） 利用者の数が31以上 利用者の数から30を控除して得た数を30で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上

第194条の14中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第2項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を第1項第2号の規定により有しなければならないサービス管理責任者とみなすことができる。

4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第40条において準用する指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第1項第2号の規定により有しなければならないサービス管理責任者とみなすことができる。

第194条の17を次のように改める。

第194条の17 削除

第194条の18の見出し中「訪問」を「訪問等」に改め、同条中「おおむね週に1回以上、」を「定期的に」に改め、「により、」の次に「又はテレビ電話装置等を活用して、」を加える。

第194条の20中「第60条中」を「第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条の20において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第60条中」に、「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第195条中「又は食事の介護」を「若しくは食事の介護」に改め、「効果的に」の次に「行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談への対応、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に」を加える。

第198条の2第3項中「援助を」の次に「行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を」を加える。

第198条の5中第6項を第7項とし、第2項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第198条の6に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第198条の6の次に次の1条を加える。

(地域との連携等)

第198条の7 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民と連携し、又はその自発的な活動等に協力する等地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が地域住民と交流できる機会を確保するよう努めなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第201条の10において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、第3項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

6 前3項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

第200条の4に次の2項を加える。

3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症

又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を
取り決めるように努めなければならない。

- 4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合
においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応につ
いて協議を行わなければならない。

第201条中「、第76条」を削る。

第201条の2中「入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助」を「相談
への対応、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せ
て行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」に
改める。

第201条の3中「相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助」
を「相談への対応、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこ
れに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な
援助」に改める。

第201条の10の見出しを「(地域との連携等)」に改め、同条第2項中「前項の」
の次に「協議会等における」を加え、同項を同条第8項とし、同条第1項中「、日中サ
ービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては」を削り、「都道府県知事」を「知
事」に改め、「実施状況」の次に「及び第3項の報告、要望、助言等の内容又は前項の
評価の結果」を加え、同項を同条第7項とし、同条に第1項から第6項までとして次の
6項を加える。

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活
援助の提供に当たっては、地域住民と連携し、又はその自発的な活動等に協力する等
地域との交流を図らなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が地域住民と交流できる機
会を確保するよう努めなければならない。
- 3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活
援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地
域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、
助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、
おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定
共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。
- 5 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第3項の報告、要望、助言等につ
いての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

6 前3項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。

第201条の11中「、第76条」を削る。

第201条の12中「相談その他の日常生活上の援助」を「相談への対応その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」に改める。

第201条の13中「及び食事の介護」を「若しくは食事の介護」に改め、「日常生活上の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第201条の22中「、第76条」を削る。

第202条第1項中「、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第63条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）」を削り、同条第2項中「、指定医療型児童発達支援事業所」を削る。

第205条第1項第3号及び同条第2項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第206条ただし書中「他の職務に従事」の次に「させ、又は当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に従事」を加える。

第208条第1項中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第209条第1項中「第149条の4」を「第149条の5」に改める。

附則第10項中「同条第4項」を「同条第5項」に改める。

附則第13項及び第14項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

第2条 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

「第9章の2 就労選択支援

第1節 基本方針（第161条の2）

第2節 人員に関する基準（第161条の

第3節 設備に関する基準（第161条の

第4節 運営に関する基準（第161条の

第10章 就労移行支援

目次中「第10章 就労移行支援」を

3・第161条の4) に改める。

5)

6-第161条の9)

」

第3条第1項中「及び第7章から」を「、第8章、第9章及び第10章から」に改める。

第9章の次に次の1章を加える。

第9章の2 就労選択支援

第1節 基本方針

第161条の2 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行省令第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行省令第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行省令第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第161条の3 指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労選択支援事業所」という。）に有しなければならない就労選択支援員（指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。）の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

（準用）

第161条の4 第52条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

（準用）

第161条の5 第83条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第161条の6 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービスを行う事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると知事が認める事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第161条の7 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行省令第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成したときは、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第161条の8 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第161条の9 第10条から第21条まで、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条（第2項第1号を除く。）、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第146条及び第157条の2の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第161条の9において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第161条の9において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第161条の9において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第161条の9において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第161条の9において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第161条の9」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第161条の9において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第161条の9において準用する前条」と、第157条の2第1項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定めるものに限る。」とあるのは「基準省令第173条の9において読み替えて準用する基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この項において同じ。」と、同条第2項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者」とあるのは「基準省令第173条の9において読み替えて準用する基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者」と読み替えるものとする。

第168条第2項中「（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）」を削る。

第171条の次に次の1条を加える。

（就労選択支援に関する情報提供）

第171条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第185条中「及び第147条」を「、第147条及び第171条の2」に改める。

第190条及び第194条中「第147条」の次に「、第171条の2」を加える。

（熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第3条 熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成2

4年熊本県条例第77号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

4 指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 指定障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第5条中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第26条中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第27条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「及び当該利用者」を、「担当者等」の次に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第28条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第27条第2項の次に次の1項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思

及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第28条に次の1項を加える。

- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第28条の次に次の2条を加える。

(地域との連携等)

第28条の2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民と連携し、又はその自発的な活動等に協力する等地域との交流を図らなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、利用者が地域住民と交流できる機会を確保するよう努めなければならない。

- 3 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 4 指定障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

- 5 指定障害者支援施設は、第3項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

- 6 前3項の規定は、指定障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第28条の3 指定障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

- 2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施

し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第27条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

- 3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第51条に次の2項を加える。

- 3 指定障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

- 4 指定障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第57条第4項中「により知事」の次に「（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、当該指定都市の市長。以下同じ。）」を加える。

第58条を次のように改める。

第58条 削除

（熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第4条 熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第78号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「、医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削り、「同条第4項」を「同条第3項」に、「同条第5項」を「同条第4項」に、「同条第6項」を「同条第5項」に改める。

第16条中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第17条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、

同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「及び当該利用者」を加え、「開催し」の次に「当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第18条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第39条中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第44条の2第1項中「障害者就業・生活支援センター」の次に「（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）」を加える。

第52条中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第54条中「第63条第1項」を「第61条の2」に改める。

第55条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第58条第4項中「前項第各号」を「前項各号」に改める。

第60条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第61条の次に次の1条を加える。

（規模）

第61条の2 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、10人以上の人員が利用できる規模を有しなければならない。

第63条第1項各号列記以外の部分中「就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）」を「就労移行支援事業所」に改める。

第69条中「第38条まで」を「第36条まで、第38条」に、「同条第8項」を「同条第9項」に改め、「第37条ただし書及び」を削る。

第88条第1項中「、指定医療型児童発達支援（指定通所支援等基準条例第62条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削る。

第5条 熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 自立訓練（生活訓練）（第56条－第60条）」を「第5章 自立訓練（生活訓練）（第56条－第60条）」に改める。
就労選択支援（第60条の2－第60条の8）」を第5章の2

第3条第1項中「次章から」の次に「第5章まで及び第6章から」を加える。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 就労選択支援
（基本方針）

第60条の2 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行省令第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行省令第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行省令第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

（規模）

第60条の3 就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）は、10人以上の人員が利用できる規模を有しなければならない。

（従業者の配置の基準）

第60条の4 就労選択支援事業所に有しなければならない就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。）の数は、就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項に規定する就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(実施主体)

第60条の5 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第60条の6 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行省令第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この章において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成したときは、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第60条の7 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第60条の8 第8条、第9条（第2項第1号を除く。）、第13条から第16条まで、第19条、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第38条、第41条、第43条、第44条及び第45条から第49

条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第60条の8において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする。

第68条の次に次の1条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

第68条の2 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第84条中「及び第53条」を「、第53条及び第68条の2」に改める。

第87条中「第53条」の次に「、第68条の2」を加える。

(熊本県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第6条 熊本県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第79号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業（法第5条第18項に規定する一般相談支援事業をいう。以下同じ。）若しくは特定相談支援事業（同項に規定する特定相談支援事業をいう。以下同じ。）を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第11条中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第18条中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第19条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「及び当該利用者」を、「担当者等」の次に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第20条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第19条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第20条に次の1項を加える。

- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第20条の次に次の2条を加える。

（地域との連携等）

第20条の2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民と連携し、又はその自発的な活動等に協力する等地域との交流を図らなければならない。

- 2 障害者支援施設は、利用者が地域住民と交流できる機会を確保するよう努めなければならない。
- 3 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告すると

ともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

4 障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

5 障害者支援施設は、第3項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

6 前3項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第20条の3 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第19条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第40条に次の2項を加える。

3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第44条を次のように改める。

第44条 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第5条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。（経過措置）
- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。）第198条の7（新指定障害福祉サービス基準条例第201条の22において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第198条の10の規定の適用については、新指定障害福祉サービス基準条例第198条の7第2項及び第3項並びに第198条の10第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、新指定障害福祉サービス基準条例第198条の7第4項及び第198条の10第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。
- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、第3条の規定による改正後の熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。）第28条の2の規定の適用については、同条第3項及び第4項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第5項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。
- 4 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間、新指定障害者支援施設基準条例第28条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。
- 5 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、第6条の規定による改正後の熊本県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新障害者支援施設基準条例」という。）第20条の2の規定の適用については、同条第3項及び第4項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第5項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。
- 6 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間、新障害者支援施設基準条例第20条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告する

よう努めなければ」とする。

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）の一部改正等を踏まえ、関係条例の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 53 号

熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように制定することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例
熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第5
3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第4号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）の一部改正に伴い、関係規定を整理す
る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 54 号

熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。
令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例
熊本県立職業能力開発校条例（昭和44年熊本県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条を第12条とし、第5条の次に次の6条を加える。

（使用の許可）

第6条 別表に掲げる施設を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

（使用の許可の基準）

第7条 知事は、前条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしないことができる。

（1） 職業能力開発校における公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

（2） 職業能力開発校の施設又は設備を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

（3） その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。

（4） その他使用させることが職業能力開発校の管理上支障があると認められるとき。

（許可の取消し等）

第8条 知事は、第6条第1項の許可を受けた者（次条第1項において「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は管理上支障があると認めるときは、当該許可を取り消し、若しくはその内容を変更し、又は使用を停止させることができる。

（1） この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（2） 第6条第2項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

（3） 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

（4） 前条第3号に該当することとなったとき。

（使用料）

第9条 使用者は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第10条 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(損害賠償)

第11条 故意又は過失により職業能力開発校の施設又は設備を毀損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第6条、第9条関係）

区分		単位	金額
技能振興センター	全面	1時間につき	1,600円
実習室	半面	1時間につき	800円

備考 使用する時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とみなす。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

熊本県立高等技術専門校内に新たに技能振興センターを設置することに伴い、当該施設の実習室の使用許可、使用料等に関する規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 55 号

熊本県漁港管理条例等の一部を改正する条例の制定について
熊本県漁港管理条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県漁港管理条例等の一部を改正する条例

(熊本県漁港管理条例の一部改正)

第1条 熊本県漁港管理条例(昭和37年熊本県条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、「昭和25年法律第137号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第1条の2第2項、第4条第1項及び第11条第1項中「漁港漁場整備法」を「法」に改める。

第15条の2第1項中「漁港漁場整備法」を「法」に、「採取又は」を「採取若しくは」に改め、「受けた者」の次に「又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者(法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項(水面又は土地の占有に係るものに限る。))又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。))」を加え、「以下」を「以下」に改め、同項ただし書中「同法」を「法」に改める。

第20条第1項中「。以下「法」という。」を削る。

第24条中「法」を「地方自治法」に改める。

(熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成11年熊本県条例第58号)の一部を次のように改正する。

別表第11号事務の欄(5)中「事務」の次に「(法第43条第4項に規定する認定計画実施者に係るものを除く。))」を加える。

(熊本県一般海域管理条例の一部改正)

第3条 熊本県一般海域管理条例(平成12年熊本県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)の一部改正等に伴い、関係規定を整理す

る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 56 号

熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

熊本県道路占用料徴収条例（昭和43年熊本県条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		占用料			
		単位	所在地		
			甲地	乙地	丙地
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につ	670	620	600
	第二種電柱	き1年	1,000	950	920
	第三種電柱		1,400	1,300	1,200
	第一種電話柱		600	550	540
	第二種電話柱		960	880	860
	第三種電話柱		1,300	1,200	1,200
	その他の柱類		60	55	54
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メ	6	6
	地下に設ける電線その他の線類	メートルにつ	4	3	3
	路上に設ける変圧器	き1年	590	540	530
	地下に設ける変圧器	占用面積	360	330	320
		1平方メ			
		ートルにつ			
		き1年			
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につ	1,200	1,100	1,100	
郵便差出箱及び信書便差出箱	き1年	510	460	450	
広告塔	表示面積	2,200	830	550	
	1平方メ				

			メートルにつき1年			
	その他のもの		占有面積 1平方メートルにつき1年	1, 200	1, 100	1, 100
法第32条第1項の	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	25	23	23
第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			36	33	32
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			54	50	48
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			72	66	64
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			110	99	97
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			140	130	130
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			250	230	230
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			360	330	320
	外径が1メートル以上のもの			720	660	640
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの 長さ1メートルにつき1年	4	3	3
				12	11	11
		道路の構造又は交通の状況を表	1本につき1年	960	880	860

		示する標示柱その他の柱類					
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	600	550	540
			地下に設けるもの		360	330	320
		その他のもの			1,200	1,100	1,100
法第32条第1項第4号に掲げる施設				占用面積	1,200	1,100	1,100
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額			
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額			
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額			
		上空に設ける通路			1,100	420	270
		地下に設ける通路			660	250	160
		その他のもの			1,200	1,100	1,100
法第32条第1項第6号に掲げる施設		祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1平方メートルにつき1日	22	8	5
		その他のもの		占用面積 1平方メートルにつき1月	220	83	55
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの		表示面積 1平方メートルにつき1月	220	83	55
		その他のもの		表示面積 1平方メートルにつき1月	2,200	830	550

			つき1年			
	標識		1本につき1年	960	880	860
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	22	8	5
		その他のもの	1本につき1月	220	83	55
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	22	8	5
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	220	83	55
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,200	830	550
		その他のもの		1,100	420	270
	令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積	1,200	1,100	1,100
	令第7条第3号に掲げる施設		1平方メートルにつき1年	Aに0.031を乗じて得た額		
	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1年	220	83	55
	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		1平方メートルにつき1月	120	110	110
	令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路上に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額
		上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額		
		地下（トンネルの上の地下を除く。）	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額	
				階数が2のもの		
				Aに0.006を乗じて得た額		

) に設けるもの	階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額		
令第7条	建築物		Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額
第9号に掲げる施設	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額
令第7条	建築物		Aに0.022を乗じて得た額		
第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額
令第7条	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額
第11号に掲げる応急仮設建築物	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額		
令第7条	第12号に掲げる器具		Aに0.025を乗じて得た額		
令第7条	トンネルの上又は高速自動車国道		Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額
第13号に掲げる施設	若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの				
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額		
令第7条	第14号に掲げる施設		Aに0.031を乗じて得た額		

附 則

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

道路を占用する場合の占用料の額等を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 57 号

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
 熊本県都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 6 年 2 月 9 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例
 熊本県都市公園条例（昭和 53 年熊本県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。
 別表第 1 の 3 の表を次のように改める。

3 法第 6 条第 1 項又は第 3 項の規定により許可を受けて都市公園を占用するときの使
 用料

区分	単位	所在地及び金額			
		熊本市	上益城郡益城町	八代市	水俣市
電柱	1 本 1 年に つき	1, 1 0 0 円	1, 0 0 0 円	9 5 0 円	9 2 0 円
電話柱	1 本 1 年に つき	6 4 0 円	6 0 0 円	5 5 0 円	5 4 0 円
支線柱	1 本 1 年に つき	6 4 円	6 0 円	5 5 円	5 4 円
共架電線その他上 空に設ける線類	1 メートル 1 年につき	6 円	6 円	6 円	5 円
地下に設ける電線 その他の線類	1 メートル 1 年につき	4 円	4 円	3 円	3 円
変圧塔その他これ に類するもの及び 公衆電話所	1 個 1 年に つき	1, 3 0 0 円	1, 2 0 0 円	1, 1 0 0 円	1, 1 0 0 円
郵便差出箱及び信 書便差出箱	1 個 1 年に つき	5 4 0 円	5 1 0 円	4 6 0 円	4 5 0 円
鉄塔	1 平方メー トル 1 年に つき	1, 3 0 0 円	1, 2 0 0 円	1, 1 0 0 円	1, 1 0 0 円
水道管 外径 0. 0 、下水 7 メートル 道管、未満のもの	1 メートル 1 年につき	2 7 円	2 5 円	2 3 円	2 3 円

ガス管 その他 これら に類す るもの	外径0.0	1メートル	38円	36円	33円	32円
	7メートル	1年につき				
	以上0.1					
	メートル未					
	満のもの					
	外径0.1	1メートル	58円	54円	50円	48円
	メートル以	1年につき				
	上0.15					
メートル未						
満のもの						
外径0.1	1メートル	77円	72円	66円	64円	
5メートル	1年につき					
以上0.2						
メートル未						
満のもの						
外径0.2	1メートル	120円	110円	99円	97円	
メートル以	1年につき					
上0.3メ						
ートル未						
満						
のもの						
外径0.3	1メートル	150円	140円	130円	130円	
メートル以	1年につき					
上0.4メ						
ートル未						
満						
のもの						
外径0.4	1メートル	270円	250円	230円	230円	
メートル以	1年につき					
上0.7メ						
ートル未						
満						
のもの						
外径0.7	1メートル	380円	360円	330円	320円	
メートル以	1年につき					
上1メー						
トル未						
満のも						

	の					
	外径1メートル以上のもの	1メートル1年につき	770円	720円	660円	640円
興行、展示会、集会その他これらに類する催しのためつけられる仮設工作物（使用期間が1月未満のものに限る。）	1平方メートル1日に	35円	24円	8円	5円	
興行、展示会、集会その他これらに類する催しのためつけられる仮設工作物（使用期間が1月以上のものに限る。）	1平方メートル1日に	32円	22円	8円	5円	
その他の物件	1平方メートル1月につき	320円	220円	83円	55円	

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の3の表の規定は、この条例の施行の日以後の占有に係る使用料について適用し、同日前の占有に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

都市公園を占有する場合の使用料の額を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 58 号

熊本県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
熊本県流域下水道事業の設置等に関する条例（昭和63年熊本県条例第38号）の一部を次のように改正する。

題名中「流域下水道事業」を「下水道事業」に改める。

第1条中「流域下水道事業」を「公共下水道事業及び流域下水道事業」に、「流域下水道の」を「公共下水道及び流域下水道の」に改める。

第3条中「流域下水道事業」を「公共下水道事業及び流域下水道事業（以下「下水道事業」と総称する。）」に改める。

第4条中「流域下水道事業」を「下水道事業」に改め、「財務規定等」の次に「（次項において「財務規定等」という。）」を加え、「令和2年4月1日から」を削り、同条に次の1項を加える。

2 財務規定等の適用を開始する日（以下この項において「適用開始日」という。）は、次のとおりとする。

下水道事業	適用開始日
公共下水道事業	令和6年4月1日
流域下水道事業	令和2年4月1日

第5条第1項中「流域下水道事業」を「下水道事業」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 公共下水道事業の施設として設置する公共下水道の名称及び処理区域の存する市町村は、次のとおりとする。

名称	処理区域の存する市町村
熊本セミコン公共下水道	合志市 菊陽町

第6条から第8条までの規定並びに第9条第1項及び第2項第3号中「流域下水道事業」を「下水道事業」に改める。

第10条の見出し中「流域下水道」を「公共下水道及び流域下水道」に改め、同条中「第25条の30第1項において準用する同法第7条第2項に規定する条例で定める流域下水道」を「第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準及び同法第25条の30第1項において準用する同法第7条第2項に規定する条例で定める流域

下水道」に改める。

第14条中「流域下水道」を「公共下水道又は流域下水道」に改める。

第15条中「第25条の30第1項において準用する同法第21条第2項」を「第21条第2項（同法第25条の30第1項において準用する場合を含む。）」に改める。

第16条中「流域下水道」を「公共下水道及び流域下水道」に改める。

第17条から第19条までの規定中「流域下水道」を「公共下水道又は流域下水道」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定（「流域下水道の」を「公共下水道及び流域下水道の」に改める部分に限る。）、第5条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に1項を加える改正規定、第10条（見出しを含む。）の改正規定及び第14条から第19条までの改正規定は、同日又は下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定による公共下水道の事業計画を定めた日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

下水道法（昭和33年法律第79号）に基づく公共下水道を設置し、公共下水道事業に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）に基づく財務規定等を適用するため、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 59 号

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例

熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第5条、第6条関係）

区分		単位	使用料			
			所在地			
			第1級地	第2級地	第3級地	第4級地
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物	第一種電柱	1本につき	720	670	620	600
	第二種電柱	1年	1,100	1,000	950	920
	第三種電柱		1,500	1,400	1,300	1,200
	第一種電話柱		640	600	550	540
	第二種電話柱		1,000	960	880	860
	第三種電話柱		1,400	1,300	1,200	1,200
	その他の柱類		64	60	55	54
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	6	6	6	5
	地下に設ける線類	1年	4	4	3	3
	その他の線類					
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	630	590	540	530
	地下に設ける変圧器	使用面積1平方メートルにつき 1年	380	360	330	320
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	1,300	1,200	1,100	1,100
郵便差出箱及び信書便差出箱		540	510	460	450	

	広告塔	表示面積1 平方メー トルにつき1 年	3, 2 0 0	2, 2 0 0	8 3 0	5 5 0
	その他のもの	使用面積1 平方メー トルにつき1 年	1, 3 0 0	1, 2 0 0	1, 1 0 0	1, 1 0 0
水管、下 水道管、 ガス管そ の他これ らに類す る物件	外径が0. 07メー トル未満のもの	長さ1メー トルにつき 1年	2 7	2 5	2 3	2 3
	外径が0. 07メー トル以上0. 1メー トル未満のもの		3 8	3 6	3 3	3 2
	外径が0. 1メー トル以上0. 15メー トル未満のもの		5 8	5 4	5 0	4 8
	外径が0. 15メー トル以上0. 2メー トル未満のもの		7 7	7 2	6 6	6 4
	外径が0. 2メー トル以上0. 3メー トル未満のもの		1 2 0	1 1 0	9 9	9 7
	外径が0. 3メー トル以上0. 4メー トル未満のもの		1 5 0	1 4 0	1 3 0	1 3 0
	外径が0. 4メー トル以上0. 7メー トル未満のもの		2 7 0	2 5 0	2 3 0	2 3 0
	外径が0. 7メー トル以上1メー トル未 満のもの		3 8 0	3 6 0	3 3 0	3 2 0
	外径が1メー トル以 上のもの		7 7 0	7 2 0	6 6 0	6 4 0
	通路、浄	上空に設ける通路	使用面積1	1, 6 0 0	1, 1 0 0	4 2 0

化槽その他これらに類する施設	地下に設ける通路	平方メートルにつき1年	960	660	250	160	
	その他のもの	平方メートルにつき1年	1,300	1,200	1,100	1,100	
露店、商品置場の他に類する施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	使用面積1平方メートルにつき1日	32	22	8	5	
	その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1月	320	220	83	55	
看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ	看板（アーチであけるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	320	220	83	55
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	3,200	2,200	830	550	
標識		1本につき1年	1,000	960	880	860	
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	32	22	8	5	
	その他のもの	1本につき1月	320	220	83	55	
幕（工事用板囲、足場、詰所その他の工事用	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	32	22	8	5	

	施設であるものを除く。)	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	320	220	83	55
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	3,200	2,200	830	550
		その他のもの		1,600	1,100	420	270
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料		その	使用面積1平方メートルにつき1月	320	220	83	55

附 則

- 1 この条例は、令和6年5月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

臨港地区内の道路に工作物、物件又は施設を設け、継続的に当該道路を使用する場合の使用料の額を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 60 号

熊本県公立学校情報機器整備基金条例の制定について

熊本県公立学校情報機器整備基金条例を次のように制定することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公立学校情報機器整備基金条例

(設置)

第1条 県又は市町村が行う初等中等教育段階の公立学校における情報機器の整備に係る事業に要する資金を積み立てるため、熊本県公立学校情報機器整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる利益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第6条 知事は、第1条の事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の事業に係る精算については、この条例の規定は、同年6月30日（同日

前に当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日)までの間は、なおその効力を有する。

- 3 この条例の失効の際現に基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。

(提案理由)

県又は市町村が行う初等中等教育段階の公立学校における情報機器の整備に係る事業に要する資金を積み立てるため、基金を設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 61 号

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年熊本県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第24号作業の項を次のように改める。

第24号作業	遠隔地水上警戒作業（本土から遠隔の地にある離島の周辺の海域において海上保安庁の巡視船に乗り組んで行う警戒の作業で、人事委員会の定めるものをいう。）	1日につき 1,100円（当該作業が夜間（日没時から日出時までの時間をいう。以下この項において同じ。）に及んだとき、又は当該作業が夜間に行われたときは、当該額にその100分の50に相当する額を加算した額）
	船舶警ら等作業（船舶に乗り組んで行う作業（遠隔地水上警戒作業であるものを除く。）に限る。）	1日につき 340円

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

警察職員の特殊勤務手当の額を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 62 号

財産の減額貸付けについて

財産を次のように減額して貸し付けることとする。

令和 6 年 2 月 9 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区分	所在地	面積	貸付けの相手方	貸付けの目的	貸付期間	摘要
土地 及び 建物	熊本市中央 区水前寺公 園 2 8 2 番 及び 2 9 0 番 2	土地 18,487.69 平方メート ル 建物 15,261.18 平方メート ルのうち熊 本県の共有 持分40.107 26パーセン ト 車庫 54.00 平方 メートル	一般財団 法人熊本 テルサ	熊本勤労 者総合福 祉センタ ーの管理 運営	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 1 1 年 3 月 3 1 日 まで	熊本勤労者総 合福祉センタ ー建物接地面 積の59.89274 パーセントに 相当する土地 (面積3,239. 77平方メート ル)以外の土 地、建物及び 車庫を無償と する。

(提案理由)

一般財団法人熊本テルサに財産を減額して貸し付けるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 63 号

財産の取得について

財産を次のように取得することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

取得する財産の表示			取得の相手方	取得の目的	取得の予定価格
区分	所在地	面積			
土地	菊池市旭志 川辺字六西 沖1446 番1ほか1 00筆	230,750. 83平方メ ートル	個人（72人） 旭志村土地改良 区	新規工業団 地整備事業 の用地	913,748,484円

（提案理由）

新規工業団地整備事業を実施するため、土地を取得する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 64 号

工事請負契約の締結について

上杉地区農村地域防災減災事業（湛防）第1号工事他合併について、次のように請負契約を締結することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 工 事 名 上杉地区農村地域防災減災事業（湛防）第1号工事他合併
- 2 工 事 内 容 排水ポンプ設備製作据付工
- 3 工 事 場 所 熊本市南区富合町上杉地内
- 4 工 期 契約締結の日の翌日から令和9年3月30日まで
- 5 契 約 金 額 1, 5 6 8, 9 3 3, 9 6 0 円
- 6 契 約 の 相 手 方 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号電気ビル内
株式会社西島製作所九州支店
代表者 支店長 石崎顕史
- 7 契 約 の 方 法 一般競争入札

（提案理由）

上杉地区農村地域防災減災事業（湛防）第1号工事他合併請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年熊本県条例第30号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 65 号

工事請負契約の変更について

令和2年11月熊本県議会定例会において議決された竜北地区農村地域防災減災事業（湛防）R1補正第17号工事他合併請負契約のうち、契約金額「914,175,181円」を「942,641,302円」に変更することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（提案理由）

工事内容の変更のため、契約金額を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 66 号

工事請負契約の変更について

令和4年2月熊本県議会定例会において議決された益南地区農村地域防災減災事業（湛防）第3号工事他合併請負契約のうち、工期「契約締結の日の翌日から令和6年3月29日まで」を「契約締結の日の翌日から令和6年6月28日まで」に、契約金額「540,628,616円」を「575,499,256円」に変更することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（提案理由）

工事内容の変更のため、工期及び契約金額を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 67 号

工事請負契約の変更について

令和5年2月熊本県議会定例会において議決された竜北地区農村地域防災減災事業（湛防）第18号工事他合併請負契約のうち、工期「契約締結の日の翌日から令和7年3月14日まで」を「契約締結の日の翌日から令和8年3月13日まで」に、契約金額「1,187,999,956円」を「1,211,694,924円」に変更することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（提案理由）

工事内容の変更のため、工期及び契約金額を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 68 号

工事請負契約の変更について

令和5年2月熊本県議会定例会において議決された芦北管内地区県営災・工事費（過年）第16号工事他合併請負契約のうち、工期「契約締結の日の翌日から令和6年9月30日まで」を「契約締結の日の翌日から令和7年3月18日まで」に、契約金額「832,700,000円」を「880,320,852円」に変更することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（提案理由）

工事内容の変更のため、工期及び契約金額を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 69 号

工事請負契約の変更について

令和5年12月熊本県議会定例会において議決された牛深漁港水産物供給基盤機能保全（牛深ハイヤ大橋橋梁補修）工事他合併請負契約のうち、工期「契約締結の日の翌日から令和6年3月29日まで」を「契約締結の日の翌日から令和7年3月14日まで」に変更することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（提案理由）

工事内容の変更のため、工期を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 70 号

工事請負契約の締結について

鹿児島本線大野下・玉名間169k352m付近境川橋梁（仮称）新設工事について、
次のように契約を締結することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 工 事 名 鹿児島本線大野下・玉名間169k352m付近境川橋梁（仮称）新
設工事
- 2 工 事 内 容 ボックスカルバート工
- 3 工 事 場 所 玉名市中地内
- 4 工 期 契約締結の日から令和7年3月31日まで
- 5 契 約 金 額 718,983,000円
- 6 契約の相手方 福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号
九州旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 古宮洋二
- 7 契約の方法 随意契約

（提案理由）

鹿児島本線大野下・玉名間169k352m付近境川橋梁（仮称）新設工事請負契約の
締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年熊本県条例第30号）
第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 71 号

工事請負契約の変更について

令和5年2月熊本県議会定例会において議決された熊本工業高校実習棟（第三期）改築工事請負契約のうち、工期「契約締結の日の翌日から令和6年3月29日まで」を「契約締結の日の翌日から令和6年10月31日まで」に、契約金額「1,354,650,000円」を「1,426,041,098円」に変更することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（提案理由）

工事内容の変更のため、工期及び契約金額を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 72 号

第5次くまもと21ヘルスプランの策定について

第5次くまもと21ヘルスプランを次のように策定することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第5次くまもと21ヘルスプラン（熊本県健康増進計画）（別冊）

（提案理由）

第5次くまもと21ヘルスプランの策定については、熊本県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例（平成16年熊本県条例第35号）第3条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 73 号

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約について、次のように締結することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 契約の内容 地方自治法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約に基づく監査及び当該監査の結果に関する報告
- 2 契約の期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 契約の相手方 住所 熊本市中央区菅原町6番20号カーサ・サリーレ203号室
氏名 本吉幸雄
資格 公認会計士

（提案理由）

包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 74 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

権利の根拠		相手方	放棄する権利		理由
種類	貸付年度		内訳	金額等	
母子福祉資金 貸付金	平成18 年度	個人	未償還元金	179,322円	貸付けの相手方の破産及び連帯保証人による消滅時効の援用により今後回収の見込みがないため。
			その他	未償還元金に係る 違約金の請求権	

(提案理由)

権利の放棄については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 75 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

権利の根拠		相手方	放棄する権利		理由
種類	貸与年度		内訳	金額	
熊本県 地域改 善対策 高等学 校等奨 学資金 貸与金	平成13 年度から	個人	未償還元金	908,100円	貸与の相手 方の破産によ り今後回収の 見込みがない ため。
	平成15 年度まで		延滞利息	185,767円	

(提案理由)

権利の放棄については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 76 号

専決処分報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

専第 52 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年1月22日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和5年9月20日 一般県道一勝地神瀬線 葦北郡芦北町大字告地 内 落石	江藤建設有限会社 (車両所有者)	337,370円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 77 号

専決処分 of 報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 55 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年1月23日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和5年9月28日 主要地方道熊本益城大津 線 上益城郡益城町大字田原 地内 落枝	個 人 (車両所有者)	487,780円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 78 号

専決処分報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

専第 53 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年1月22日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和5年11月26日 主要地方道熊本高森線 上益城郡益城町大字小谷 地内 段差	個 人 (車両所有者)	45,061円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 79 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 54 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年1月22日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和5年12月17日 主要地方道小川嘉島線 宇城市豊野町上郷地内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	85,360円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

報告第 1 号

一般社団法人熊本県果実生産出荷安定基金協会の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般社団法人熊本県果実生産出荷安定基金協会の令和4年度決算に関する書類及び令和5年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 56 号

和解について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり和解することとする。

令和6年1月25日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	和 解 事 項
令和5年6月13日 八代市西片町地内	個 人 (車両所有者) (車両運転者) 自転車	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

報告第 3 号

専決処分 の 報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

専第 51 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方使用の車両等と熊本県警察職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年12月28日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

番号	発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和解事項
1	令和5年8月28日 熊本市西区二本木地内	個人 (車両所有者) 軽乗用車	246,780円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。
2	令和5年11月18日 熊本市南区十禅寺地内	個人 (車両所有者) 軽乗用車	71,000円	

発行者：熊本県
所属：財政課
発行年度：令和5年度